車両の使用制限命令に係る公示聴聞通知書

道路交通法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令について、同条第3項において準用する同法第75条第4項の規定に基づく公開による聴聞を次により行う。

令和7年11月27日

埼玉県公安委員会

記

1 聴聞の期日 令和7年12月15日 午前9時30分開始

埼玉県警察本部聴聞室(地下1階)